

令和元年6月期末・勤勉手当の支給について

三重県職員（教員、警察官等を含む。）に支給する令和元年6月期末・勤勉手当（夏のボーナス）については、下記のとおりです。

記

- 1 支給日 令和元年6月28日（金）
- 2 支給月数 一般職 2. 1825月（去年同期 2. 0825月）
 特別職 1. 675月（去年同期 1. 575月）

3 支給内訳

職	令和元年6月			平成30年6月	
	職員数 (人)	支給額(円)	1人あたり 支給額(円)	1人あたり 支給額(円)	
一般職（管理職を含む） （平均年齢42歳11月）	23,393	19,531,583,973	834,933	798,875	
特別職	知事	1	3,108,800	3,108,800	2,923,200
	副知事	2	4,906,074	2,453,037	2,306,587
	小計	3	8,014,874	-	-
県議会議員	議長	1	2,477,325	2,477,325	2,329,425
	副議長	1	655,762	655,762	2,055,375
	議員	39	78,618,618	2,015,862	1,895,512
		10	6,047,580	604,758	
小計	51	87,799,285	1,721,555	1,907,882	
計	23,447	19,627,398,132	-	-	

【一般職】

※ 平成30年6月の支給額は、平成30年の人事委員会勧告に基づき地域手当の支給率を引き上げたことに伴う期末・勤勉手当の追給分を含んでいます。

【県議会議員】

※ 議員49名のうち、平成31年4月の選挙により、引き続き議員となった39名は在職期間率を100/100（2,015,862円）として、新たに議員となった10名は在職期間率を30/100（604,758円）として、期末手当を支給しています。

また、議長は在職期間率を100/100（2,477,325円）として、副議長は在職期間率を30/100（655,762円）として、期末手当を支給しています。

4 支給内容

①一般職

○職員1人あたりの平均支給額は、834,933円（平均年齢42歳11月）です。
（昨年：798,875円（平均年齢42歳11月））

○平成30年6月の平均支給額と比べて、36,058円（4.5%）の増となっています。

その主な理由は、平成30年の人事委員会勧告に基づき、令和元年6月、令和元年12月の期末・勤勉手当の支給月数が均等になるよう配分したことにより、平成30年6月に比べ令和元年6月の支給月数が0.1月の増となっていることによるものです。

期末・勤勉手当の支給月数（一般職）

	6月	12月	合計
平成30年 期末手当	1.225月	1.375月	2.6月
勤勉手当	0.8575月	0.9075月	1.765月
合計	2.0825月	2.2825月	4.365月
令和元年 期末手当	1.30月	1.30月	2.6月
勤勉手当	0.8825月	0.8825月	1.765月
合計	2.1825月	2.1825月	4.365月

※県の厳しい財政状況を考慮し、平成29年度から3ヶ年、勤勉手当の減額措置（6月、12月にそれぞれ0.0425月の減）を実施しており、上表の支給月数は減額措置後の支給月数です。

②特別職

○令和元年6月、令和元年12月の期末手当の支給月数が均等になるよう配分したことにより、平成30年6月に比べ令和元年6月の支給月数が0.1月の増となっています。

期末手当の支給月数（特別職）

	6月	12月	合計
平成30年 期末手当	1.575月	1.775月	3.35月
令和元年 期末手当	1.675月	1.675月	3.35月

③県議会議員

○上記②特別職と同様の見直しを行ったため、平成30年6月に比べ令和元年6月の支給月数が0.1月の増となっています。

期末手当の支給月数（県議会議員）

	6月	12月	合計
平成30年 期末手当	1.575月	1.775月	3.35月
令和元年 期末手当	1.675月	1.675月	3.35月

（参考）平成28年度以降の各期別支給月数（一般職）

年度	6月			12月			合計		
	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計
H28	1.225	0.80	2.025	1.375	0.90	2.275	2.6	1.7	4.3
H29	1.225	0.8075 (0.85)	2.0325 (2.075)	1.375	0.9075 (0.95)	2.2825 (2.325)	2.6	1.715 (1.8)	4.315 (4.4)
H30	1.225	0.8575 (0.9)	2.0825 (2.125)	1.375	0.9075 (0.95)	2.2825 (2.325)	2.6	1.765 (1.85)	4.365 (4.45)
R1	1.3	0.8825 (0.925)	2.1825 (2.225)	1.3	0.8825 (0.925)	2.1825 (2.225)	2.6	1.765 (1.85)	4.365 (4.45)

()は給与減額措置前の支給月数